

※貴施設において業務に従事している看護職員、歯科衛生士、歯科技工士職員がいない場合は、提出の必要はありません。

写

医人第 577号
令和4年12月15日

看護職員が就業する施設等の長 殿
歯科衛生士が就業する施設等の長 殿
歯科技工士が就業する施設等の長 殿

茨城県保健医療部医療局医療人材課長

令和4年「保健師、助産師、看護師、准看護師業務従事者届」、「歯科衛生士業務従事者届」及び「歯科技工士業務従事者届」について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、本年は保健師助産師看護師法第33条、歯科衛生士法第6条第3項及び歯科技工士法第6条第3項に基づき、2年に1回行われる業務従事者届の提出の年となっております。

業務従事者届の提出は、業務に従事する各資格者には義務となっており、また、集計結果は、全国及び本県の保健医療行政の推進に当たっての基礎的な資料となっているところです。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、貴施設の該当職員に別添届出用紙等を配布いたしますとともに、回収・取りまとめの上、下記により期限までにご提出くださいますようお願いいたします（郵送のほか、電子メールによる送付も可）。

なお、今回調査からインターネット（厚生労働省の医療従事者届出システム）によるオンライン届出が可能になります。具体的な実施方法等について別添のとおりご案内させていただきますので、是非ご活用願います。

記

1 届出が必要な方

令和4年12月31日現在において業務に従事している、看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）、歯科衛生士、歯科技工士

※ 雇用形態（正規雇用、非正規雇用、派遣）にかかわらず対象となります。

※ 育児休暇等により休暇中であっても、雇用関係がある方は含まれます。

2 提出期限

令和5年1月16日（月）まで

3 提出先（紙媒体による提出の場合）

業務従事者届の発送や集計等業務については、県から下記の業者に委託しております。

※ オンライン届出により提出を行った場合は、紙媒体による提出は必要ありません。

〒310-0004 茨城県水戸市青柳町 3896 番地

東水戸データサービス株式会社

「茨城県医療人材課委託事業 業務従事者届担当者」宛て

TEL 029-291-8800 E-mail kango@e-hds.com

※ 本業者は、日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者として認定されています。プライバシーマーク登録番号第 10822554 (08) 号

4 留意事項

- ・ 用紙に不足がある場合は、コピーにてご対応ください。
- ・ 同一又は近隣の住所地に同一法人の施設が複数存在する場合などには、そのうち1施設にまとめて又は個別に送付しております。お手数をお掛けしますが、関連施設に看護職員や歯科衛生士、歯科技工士が就業している場合は、適宜配布いただきますようお願いいたします。
- ・ 県医療人材課ホームページに、業務従事者届様式、委託業者情報等を掲載しておりますので、必要な場合にはご確認ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/jinzai/ikusei/isei/div/nurse/recruit/workers/index.html>

【お問い合わせ先】

茨城県保健医療部医療局医療人材課 人材育成担当

TEL 029-301-3151 E-mail iryo2@pref.ibaraki.lg.jp

(調査根拠法令)

1 看護職員届出義務

○保健師助産師看護師法
第33条 業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。
第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
2 第33条又は第40条から第42条までの規定に違反した者

2 歯科衛生士届出義務

○歯科衛生士法
第6条 (第1項・第2項 略)
3 業務に従事する歯科衛生士は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。
第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
1 第6条第3項の規定に違反した者

3 歯科技工士届出義務

○歯科技工士法
第6条 (第1項・第2項 略)
3 業務に従事する歯科技工士は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。
第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
1 第6条第3項の規定に違反した者

(調査票提出 表紙 例)

業務従事者届 提出先 御中

令和4年看護職員、歯科衛生士、歯科技工士の業務従事者届の送付

○送付元

施設名	
送付日	令和 年 月 日
担当者連絡先	

○送付内容

看護職員	枚
歯科衛生士	枚
歯科技工士	枚
合計	枚

※「看護職員」：保健師、助産師、看護師又は准看護師

業務従事者届のオンライン届出のご案内

- ▶ 法律の規定に基づき、業務に従事する保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、2年に一度、業務従事状況等の届出が必要です。
- ▶ この業務従事者届は、従来は、主に紙による届出のみでしたが、今年度から、従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、インターネット（医療従事者届出システム）によるオンライン届出が可能になります。
- ▶ 医療従事者届出システムへのアクセス方法や実施方法等の詳細については、厚生労働省の専用ホームページをご覧ください。

厚生労働省 従事者届

検索



厚生労働省専用ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryoujujisha-todokede-sys.html

オンライン届出の基本手順

- STEP 1** 医療機関等の事務担当者が、インターネットによって申請サイトにアクセスし、専用サイトを利用するための施設IDを取得。
- STEP 2** 事務担当者が、専用サイトにおいて医療従事者ごとに利用者IDを設定し、医療従事者本人に伝達。
- STEP 3** 医療従事者本人が、専用サイトにおいて、届出内容を入力フォームに入力、または、届出内容を記載した届出様式（Excel様式）をアップロード。
- STEP 4** 事務担当者が、医療機関等に勤務する医療従事者の届出データを一括して専用サイト上で登録。



オンライン届出のメリット

●医療従事者の方にとってのメリット

- ✓ 次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便になります。
- ✓ 自分の届出内容をいつでも閲覧できます。

●事務担当者の方にとってのメリット

- ✓ 紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができます。
- ✓ 専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握できます。